

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）

（令和 2-3 年度）

令和 2-3 年 ● 月 ● 日

厚生労働省

# 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和~~2~~3年度)

## 目次

- 第1 はじめに
- 第2 計画期間
- 第3 政策体系及び評価予定
- 第4 事後評価の対象及び評価の方法
- 第5 事後評価の実施
- 第6 学識経験を有する者の知見の活用
- 第7 評価結果の政策への反映状況の公表
- 第8 その他

別紙 令和~~2~~3年度 評価実施施策目標

## 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和~~2~~3年度)

### 第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」（以下「基本計画」という。）を踏まえて、令和~~2~~3年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

### 第2 計画期間

本計画の対象期間は、令和~~2~~3年4月1日から令和~~4~~3年3月31日までとする。

### 第3 政策体系及び評価予定

**施策政策**体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）中2に基づき作成する事前分析表において定め、公表する。

### 第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

#### 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。令和~~3~~2年度において評価を行う政策は、別紙のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。な

お、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室政策立案・評価担当参事官室（以下「政策評価官室政策立案・評価担当参事官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

## 2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術・イノベーション会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）

—個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 4 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの等（基本計画第7の1（4）関係等）

—個々の公共事業であって、~~「水道施設整備事業評価実施要領」~~で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

また、規制の事後評価については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものはその見直し時期に対象とし、見直し条項がないものについては最長5年として対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）等に基づき評価することとする。

## 5 租税特別措置等（基本計画第7の1（5）関係）

租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室政策立案・評価担当参事官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室政策統括室）と調整の上、定めることとする。

## 6 閣議決定等（基本計画第7の1（6）関係）

1から5までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業

評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室政策立案・評価担当参事官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

## 第5 事後評価の実施

### 1 指標のモニタリング

(1) 担当部局は、施策目標について設定した指標についてモニタリング結果を事前分析表に記載し、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室同室に提出する。

(※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室政策統括室をいう。以下同じ。)

(2) 査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、モニタリング結果を確認の上、取りまとめ、公表する。

### 2 評価の実施

(1) 担当部局は、第4の規定に従い評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室同室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

## 第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、原則7月目途に開催する、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ（以下「各WG」という。）において、実績評価書（案）の意見聴取を行うこととする。なお、

各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書（案）は、基本計画第7の1（1）ロに基づき作成した全実績評価書（案）及び基本計画第7の1（1）ハに基づき作成した実績評価書（案）の中から政策評価官室同室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書（案）については、基本計画第8の1の考え方に基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室同室は、年度末を目途に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行うものとする。

## 第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、令和2-3年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、8月中を目途に政策評価官室政策立案・評価担当参事官室に報告する。

政策評価官室同室は、それらの反映状況を確認の上、取りまとめ、公表する。

## 第8 その他

### 1 政策評価の継続的改善

政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

### 2 職員の資質の向上

政策評価官室政策立案・評価担当参事官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

### 3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

### 4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

# 令和3年度 評価実施施策目標

別紙

| 施策目標    |   | 評価実施 |
|---------|---|------|
| I-1-1   | 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること                                  | ○    |
| I-1-2   | 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること |      |
| I-2-1   | 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること   |      |
| I-2-2   | 医療従事者の資質の向上を図ること  |      |
| I-3-1   | 医療情報化の体制整備の普及を推進すること  | ○    |
| I-3-2   | 医療安全確保対策の推進を図ること  |      |
| I-4-1   | 政策医療を向上・均てん化させること   |      |
| I-5-1   | 感染症の発生・まん延の防止を図ること  |      |
| I-5-2   | 難病等の予防・治療等を充実させること  |      |
| I-5-3   | 適正な移植医療を推進すること  |      |
| I-5-4   | 原子爆弾被爆者等を援護すること   |      |
| I-6-1   | 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること                                       |      |
| I-6-2   | 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること                                 |      |
| I-6-3   | 医薬品の適正使用を推進すること   | ○    |
| I-7-1   | 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること                           |      |
| I-8-1   | 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること                                  |      |
| I-9-1   | データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること                     | ○    |
| I-9-2   | 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること  | ○    |
| I-10-1  | 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること                            |      |
| I-10-2  | 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること  |      |
| I-10-3  | 総合的ながん対策を推進すること   |      |
| I-11-1  | 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること                                    |      |
| II-1-1  | 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること   |      |
| II-2-1  | 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること   |      |
| II-3-1  | 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること                                  |      |
| II-4-1  | 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること  |      |
| II-5-1  | 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること                           | ○    |
| III-1-1 | 労働条件の確保・改善を図ること   |      |
| III-1-2 | 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること                                   |      |
| III-2-1 | 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること  |      |
| III-3-1 | 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと                                    |      |
| III-3-2 | 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること  |      |
| III-4-1 | 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること |      |
| III-5-1 | 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること  |      |
| IV-1-1  | 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること                        | ○    |
| IV-2-1  | 非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること                |      |
| IV-3-1  | 長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること             | ○    |
| IV-3-2  | 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること  |      |

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| IV-4-1    | 個別労働紛争の解決の促進を図ること  |   |
| V-1-1     | 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること                                |   |
| V-2-1     | 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること   |   |
| V-3-1     | 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること   |   |
| V-4-1     | 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること                                     |   |
| V-5-1     | 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること                         | ○ |
| VI-1-1    | 多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること                                       | ○ |
| VI-2-2    | 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること   |   |
| VI-2-3    | 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと  |   |
| VI-3-1    | 技能継承・振興のための施策を推進すること   |   |
| VII-1-1   | 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること   |   |
| VII-1-2   | 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること  |   |
| VII-2-1   | 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること   | ○ |
| VII-3-1   | 母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること                          | ○ |
| VII-4-1   | ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること   |   |
| VIII-1-1  | 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要<br>援護者の福祉の向上を図ること     | ○ |
| VIII-1-2  | 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること   | ○ |
| VIII-2-1  | 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること                                     |   |
| VIII-3-1  | 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと                                       |   |
| VIII-3-2  | 戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに、中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと                        | ○ |
| IX-1-1    | 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備するこ<br>と                   |   |
| X-1-1     | 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること  |   |
| X-1-2     | 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること                                      |   |
| X I-1-2   | 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ<br>元気で豊かな老後生活を支援すること   |   |
| X I-1-3   | 総合的な認知症施策を推進すること   |   |
| X I-1-4   | 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること                                |   |
| X II-1-1  | 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において、国際社会に貢献すること                                 |   |
| X II-1-2  | 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること  |   |
| X III-1-1 | 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること   |   |
| X III-2-1 | 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充<br>実を図ること                | ○ |
| X IV-1-1  | 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の<br>簡素化、効率化を図ること       |   |
| X IV-1-2  | 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を<br>推進し、国民の利便性の向上を図ること |   |